

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥栖市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

鳥栖市長

公表日

令和6年7月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	<事務の概要> 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 <うち特定個人情報ファイルを使用して実施する事務> 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)「鳥栖市物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金支給事務実施要綱」に基づき、エネルギー・食料品等の価格の高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、臨時的な給付措置を実施するもの。【令和6年2月29日終了】 (2)「鳥栖市住民税均等割のみ課税世帯に対する低所得世帯支援給付金支給事務実施要綱」に基づき、エネルギー・食料品等の価格の高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯等)に対して、臨時的な給付措置を実施するもの。【令和6年4月30日終了】 (3)「鳥栖市物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金支給事務実施要綱」及び「鳥栖市住民税均等割のみ課税世帯に対する低所得世帯支援給付金支給事務実施要綱」に基づき、エネルギー・食料品等の価格の高騰による負担増を踏まえ、(1)または(2)の支給対象世帯にこども(平成17年4月2日以降に生まれた者)がいる場合に、臨時的な給付措置を実施するもの。 (4)特に家計への影響が大きい低所得世帯(令和6年度住民税非課税世帯、令和6年度住民税均等割のみ課税世帯等)に対して、臨時的な給付措置を実施するもの。 (5)令和6年度定額減税しきれないと見込まれる者に対して、臨時的な給付措置を実施するもの。デジタル庁が提供する給付SaaSを利用する。
③システムの名称	Acrocityシステム、中間サーバ、MICJET番号連携サーバ、給付SaaS

2. 特定個人情報ファイル名

受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項 【情報提供】 実施しない

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	(1)～(4)健康福祉みらい部 地域福祉課 (5) 市民環境部 税務課
②所属長の役職名	(1)～(4)地域福祉課長 (5)税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	(1)～(4)健康福祉みらい部 地域福祉課 (5) 市民環境部 税務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(1)～(4) 鳥栖市 健康福祉みらい部 地域福祉課 〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地 TEL0942-85-3553 (5) 鳥栖市 市民環境部 税務課 〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地 TEL0942-85-3587

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]